

公益社団法人 岐阜県看護協会
学童自習室における感染症予防対策マニュアル

(学童自習室担当者用)

令和2年3月作成

感染症の予防について

集団生活の場となる学童保育においては、平常より感染症の予防を心得ておくことが必要である。

感染症は伝播、拡大するものであることから、学童保育の場でこれを回避するのに最も有効であるのは手洗いや咳エチケットの衛生的な習慣を身につけることである。

I 体調管理

学童自習室担当者は、睡眠・栄養を十分に取り自己の体調管理に努める。

学童自習室利用者は、受け入れ時に検温を行い、37.5度以下であることを確認する。

II 手洗い

下記図のように、手洗いを実行する。特に食事やトイレの前後、掃除、廃棄物の処理などの前後に確実に実行する。個人のハンカチ・タオルも衛生管理に充分配慮する。

※手洗いが困難であるときは、70%アルコール含有のスプレーやジェルを、手洗いの代わりに用いる。

手洗いの手順

爪は短く切っていますか？



Ⅲ 咳エチケット

咳や上気道炎の原因となる微生物感染症は飛沫や空気を通じて集団生活の場で急速に伝播する。患者の鼻水や痰などの付着した物、手を媒介して、鼻、口、眼など接触した粘膜から伝播する感染もある。発熱を伴う咳やくしゃみなどの症状が認められた者は、伝播の拡大を抑止するためにマスクを着用する。マスクは鼻から顎までを充分覆い、隙間を作らないように配慮する。咳やくしゃみをした後は手指の衛生を心がける。発熱や咳症状のある間は、他の者との密接な接触を避ける。

咳エチケットの心得 3 か条

- (1) 咳・くしゃみの症状がある時は、マスクをする。
- (2) 咳・くしゃみをする時は、口と鼻をティッシュで覆う。
- (3) 咳・くしゃみをする時は、周りの人から顔をそむける。

今回は、常時マスクを着用していただきます

Ⅳ 利用者配置

接触・飛沫感染予防策を講じ、利用者間の接触を最小限にし、環境整備を心がける。

接触を最小限とする具体策

- (1) 学習及び食事は、長机 1 台につき 1 名がけとし、児童の間隔は 1m 以上とします。
- (2) 食事は、マスクを外した状態のため、できるだけ不必要な会話はしないようにします。

環境整備の具体策

- (1) 利用後の会場施設備品等の接触面は、アルコール含有クロスにて環境消毒を行います。
1 日 3 回、朝、昼食時、終了時及び汚染等必要に応じて行います。
- (2) 概ね 1 時間に一回を目安に 10 分間程度の換気を行います。

Ⅴ トイレについて

学童自習室担当者は以下を遵守

- (1) 排泄後の手洗いを徹底させる。
- (2) 手洗いポスターを掲示する。
- (3) 手洗い石鹸を使用し、個人が携帯したタオルを使用する。
- (4) 効果的な手洗いが行えるよう、子供用の踏み台を設置する。